



子育て講座

リトミック教室のご案内

音楽を使って、身体的・感覚的・知的に優れた子どもの育成を図るリトミック。子育て支援として次のとおり「リトミック教室」を開催しますのでぜひご参加ください。みんなで体を使っていっぱい遊びましょう!!

- とき 9月29日(火)午前10時から(1時間程度)
- ところ 総合福祉センター
- 対象 町内に住む2歳から就園前までの子とその親
- 定員 15組(先着順)
- 申し込み・問い合わせ 総合福祉センターまで

秋の総合健(検)診のお知らせ

特定健診、各種がん検診を次のとおり行います。受診を希望する人は健(検)診希望日の1か月前までに電話でお申し込みください。また、申込書が自宅に届いている場合は、必要事項を記入してご返送ください。生活習慣病予防のためにも年に1度は必ず健(検)診を受け、健康づくりに取り組みましょう。

とき		ところ
10月	7日(水)、8日(木)、9日(金)	総合福祉センター
11月	15日(日)、16日(月)、17日(火)	

- 受付時間 午前8時30分から10時30分まで
- 健(検)診内容 各種がん検診(胃がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん・子宮がん・乳がん・肝炎ウイルス)、結核検診、特定健診、基本健診
- 申し込み・問い合わせ 総合福祉センターまで

9月は健康増進普及月間です

今年度のスローガンは『1に運動、2に食事、しっかり禁煙、最後にクスリ～健康寿命の延伸～』です。
～野菜を食べると、良いこといっぱい!～

野菜を食べることは、体重コントロールや生活習慣病・がん予防に効果的です。野菜料理を食卓にあと1皿増やしましょう。

野菜摂取量 平均値	男性(一日あたり)	女性(一日あたり)
福岡県	265g(全国43位)	260g(全国40位)
長野県	379g(全国1位)	365g(全国1位)
摂取量の差	114g	105g

平成24年国民健康・栄養調査結果より

献血のお知らせ

一般献血を次のとおり行います。皆さん、ご協力ください。

- とき 9月30日(水)。時間は①午前9時30分から11時30分まで②午後0時30分から4時まで
- ところ 鞍手町役場玄関前
- 対象者 18歳(男性は17歳)から69歳までの人で体重が50kg以上の人(65歳以上の方は、60歳から64歳までに献血経験のある人)
- 問い合わせ 役場保険健康課健康増進係まで

母子健康手帳の交付

妊娠がわかったら、早めに母子健康手帳の交付を受けましょう。

- とき 毎週水曜日の午前10時から11時30分まで。必ず妊婦本人がお越しください
- ところ 総合福祉センター保健棟
- 必要なもの 妊娠届出書(ある人のみ)

乳幼児健診・相談

9月の乳幼児健診は次のとおりです。該当者には事前に通知をしています。ご確認ください。

- とき 健診の内容によって異なりますので詳細は通知(案内)書をご確認ください
- ところ 総合福祉センター保健棟
- 内容 身体測定・問診・小児科医診察・育児相談・栄養相談など

区分	期日	対象児
4か月健診	9月17日(木)	平成27年4月21日から平成27年5月20日生まれ
7か月健診	9月24日(木)	平成27年1月23日から平成27年2月26日生まれ
12か月健診		平成26年9月1日から平成26年9月30日生まれ
1歳半健診	9月10日(木)	平成26年2月7日から平成26年3月10日生まれ
3歳児健診		平成24年8月7日から平成24年9月10日生まれ
乳幼児相談	9月16日(水)	平成27年6月28日から平成27年7月18日生まれ

※乳幼児相談は、身体測定・育児相談・栄養相談を行います。申し込みは不要です。お気軽にお越しください。



— ご存知ですか? —

非自発的失業者の国民健康保険税が軽減されます

倒産や解雇、雇い止めなどによる離職によって国民健康保険税に加入する人を対象とする国民健康保険税の軽減措置があります。

◆対象となる人

- ①平成 21 年 3 月 31 日以降に失業（離職）した人
- ②失業（離職）時点で 65 歳未満の人
- ③雇用保険受給資格者証を持っている人で、「特定受給資格者（※1）」または「特定理由離職者（※2）」に該当する人
(下記の離職理由コードに該当すること)

区分	対象となる離職理由コード
特定受給資格者（※1）	11、12、21、22、31、32
特定理由離職者（※2）	23、33、34

※1：倒産や解雇などの事業者の都合で離職した人

※2：雇い止めなどにより離職した人

◆軽減の内容

国民健康保険税の所得割を算定する際に、離職日の翌日からその翌年度末までの間、非自発的失業者のみの給与所得を 30/100 として算定します。

また、高額療養費などの所得区分判定についても、非自発的失業者のみの給与所得を 30/100 として算定します。

<国民健康保険税適用期間>

失業した日	軽減期間
平成 24 年 3 月 31 日から 平成 25 年 3 月 30 日まで	平成 26 年 3 月まで
平成 25 年 3 月 31 日から 平成 26 年 3 月 30 日まで	平成 27 年 3 月まで
平成 26 年 3 月 31 日から 平成 27 年 3 月 30 日まで	平成 28 年 3 月まで
平成 27 年 3 月 31 日から 平成 28 年 3 月 30 日まで	平成 29 年 3 月まで

<高額療養費適用期間>

失業した日	軽減期間
平成 24 年 3 月 31 日から 平成 25 年 3 月 30 日まで	平成 26 年 7 月まで
平成 25 年 3 月 31 日から 平成 26 年 3 月 30 日まで	平成 27 年 7 月まで
平成 26 年 3 月 31 日から 平成 27 年 3 月 30 日まで	平成 28 年 7 月まで
平成 27 年 3 月 31 日から 平成 28 年 3 月 30 日まで	平成 29 年 7 月まで

◆申請方法

国民健康保険に加入し、自発的失業者に該当している人は、鞍手町役場保険健康課国保年金係に「雇用保険受給資格者証」を持参してください。その際、雇用保険受給資格者証をコピーさせていただきます。